

公益社団法人子ども情報研究センター 2025年度事業計画

1. 戦後80年と子ども情報研究センターの願い

2025年、戦後80年を迎えます。世界大戦を経て、二度と戦争を起こさないと世界中が再出発したにもかかわらず、2024年、世界の軍事費が過去最高を更新しました。ロシアのウクライナ侵攻や中東情勢の緊迫が反映されての数字です。日本は東アジアの緊迫化に対応するためと、GDP比1%程度に抑えてきた防衛費を関連予算を含めて2%に倍増する方針を決めるなど専守防衛の転換を進めてまいりました。2025年、トランプ政権はヨーロッパ各国、日本に対して国防費の増額を迫り、世界の軍拡競争が加速しています。

その中で、日本各地の子ども・若者が、6月23日沖縄全戦没者追悼式、8月6日広島原爆忌と8月9日長崎原爆忌への参加、ノーベル平和賞受賞「被団協」へのメッセージ、ガザ停戦を求めるイスラエルに対する抗議行動、米兵による少女暴行事件に対する抗議と再発防止を求める沖縄県民大会など、平和を求めて、メッセージや抗議の声を送り、集会をし、記者会見に望み、行動しているニュースは私たちの希望です。その背景には、戦争体験を語り続けてこられた方々、戦後70年、80年経ち、今だから語ろうとする方々がおられ、その語りを「継ぐ」活動を学校や地域で、地道にされてきた方々がいます。私たちは、このような動きに呼応し、ともに平和を求めて行動していきたいと思えます。

一方で、日本の2024年1年間の児童生徒の自殺が527人と過去最高になったとの発表がありました。子どもの数が減少している中で増加で、高校生が349人、中学生が163人、小学生が15人、自ら命を絶ったというのです。ここに、一人ひとり名前を持った子どもたちがいます。戦乱に巻き込まれずとも、子どもから生きる希望を奪う社会、生存権が奪われる社会は平和であるとは言えず、その変革を期したいと思えます。

平和は命の土台ですが、その平和を築くことができるのは人権思想だと考えます。子ども情報研究センターは、子どもの人権・権利が尊重される社会への変革をめざしてきました。子どもの権利の国際基準である「子どもの権利条約」が採択されてから34年、2023年4月、ようやく子どもの権利条約の精神にのっとる包括法「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」には、子どもの権利条約の4つの一般原則が書き込まれ、子ども施策の策定・実施・検証において子どもの意見をきくこと、子どもの権利の広報や財政確保などがうたわれました。重要なことは、法律は上から与えられたものに留まるのではなく、私たち市民がどう読むかということでしょう。今後、この「こども基本法」を市民が自分のものとして主体的に活用し、子どもの権利を基盤とする地方自治体づくりにコミットしていきたいと思えます。

「こども基本法」施行をバックに、「子どもの主体」「子どもの意見をきく」「子どもの参画」という言葉を聞くことは確かに増えました。しかし、日本社会に根深くある「能力主義」「競争主義」「優性思想」をも問い返していかないと、「子どもの主体」は自己責任論に、「子どもの意見表明」はおとなの諮問に賢く応じる能力に、「子ども参画」はアライバイづくり的になり、多くの子どもは保護の対象としますます指導・管理のもとに置かれていくことにもなりかねません。「主体性」とは、「意見表明権」とは、「参加」とは何かの議論を、一つひとつの場面に即して、子どもとともに話し合っていきたいと思えます。

子ども情報研究センターにも、子どもの権利条例をつくりたいという自治体や市民からの相談が寄せられています。子どもの人権・権利について議論を深めていくチャンスです。積極的に関わり、情報を共有、発信していきたいと思えます。

私たちは、子ども相談事業、子育て相談事業、保育事業、地域の居場所事業などに取り組んでいます。現実の生活、社会と向き合う日々の活動からは、偏見や無理解、さまざまな差別を体験して、法人のミッションへの分厚い壁に立ち止まってしまうことも少なくありません。けれども、一人の子ども、一人の保護者の、一人のスタッフの姿に共感し勇気づけられ、あきらめず取り組みを続けていくパワーとなります。人権を基盤とする市民社会が土台となったとき、平和への展望を開く道が見え

てくることに希望をもって。

2. 2024年度のとりのくみ

(1) 子どもの権利及び保育・教育に関する研究

法人の設立趣意書に「さまざまな現象を対症療法的に解決しようとしても問題は次から次へと発生して、根本的な解決に達することは困難であります。…これらの問題を解決するための“人間の育成”の道を明らかにすることが求められています。」と述べられています。この趣旨を「子どもの権利及び保育・教育に関する研究」として引き継ぎ、研究活動を大切にしてきました。

研究活動を担うのが研究部会です。2024年度は8つの研究部会の取り組みがありました。子ども情報研究センターの研究活動の意義と役割について、次の4点を確認しています。①乳幼児発達研究所としての発足（1977年）から現在までのあゆみ（歴史）を認識する、②「倫理綱領」を基盤とする、③「こども基本法」活用の観点を確認する、④子どもの権利を基盤とする社会への変革をどう進めるか。

「障害児の生活と共育を考える研究部会」は、「保育を含めた就学前の共生」をテーマにし、公開研究会を2回行いました。

「〈わかちあい〉の共育研究部会」では「夜間保育」をテーマに公開研究会とフィールドワークを行いました。夜間保育には、夜間保育ならではの保育者の子どもへのかかわりや保護者支援等があること。このような夜間保育の保育内容をつまびらかにすることを通して、保育における「専門性」をめぐる議論を深めること。子どもの育つ権利と保護者の働く権利を同時に保障するという点において、同和保育との類似性が認められること。夜間保育と同和教育の共通点、あるいは相違点も視野に入れながら、夜間保育を社会的な文脈からとらえ直すことを次年度続けていきます。

「〈協働・自治〉の文化をつくる市民研究部会」では、公開研究会「企業活動と子どもの人権」、「同和保育運動の歴史」について学ぶ学習会を開催しました。「こども基本法」に掲げられた理念とは裏腹に、実態としては保育・教育・福祉の諸政策における成果主義・市場化の論理が貫徹されていく時代状況において、資本の論理に回収されない、市民の立場から「こども基本法」を公共的にいかに活用しうるかが差し迫った実践的課題であることを確認しました。

「からだ育て研究部会」では、この1年、森友文書、トランプ政権と日本、核兵器禁止条約、ノーベル平和賞日本被団協受賞、袴田さん再審無罪判決、広島・長崎原爆など、政治、経済の諸問題を通して保育・教育の課題を話し合いました。

「子どもの権利条例研究部会」は、「子ども条例の意義と創り方～子どもの権利条約/こども基本法を活かす地方自治と学校を求めて」とのテーマ設定による、子ども支援学研究会を2回にわたって実施し、子どもの権利条例策定中の富田林市、子どもの権利条例改定中の泉南市などを取り上げて議論しました。

こうした研究活動の議論から、子ども情報研究センターのミッションがより具体的に明確になってきたので、それを踏まえた法人紹介「リーフレット」（A4両面）と動画（3分30秒）を作成しました。

(2) 子どもの最善の利益を図る相談活動

子ども情報研究センター相談事業は、困っている、悩んでいる相談者に専門的見地から助言、指導、治療等を提供する場ではありません。相談者の話をよく聴き、どうしていけばよいか、どんな方法があるか、相談者といっしょに考え、相談者自身が元気を回復していくことを望んでいます。

3つの相談活動があります。

「ファミリー子育て何でもダイヤル」では、子育て真っ最中の親や子育てを終えた世代の方から、子どもや配偶者、親との関係について、仕事、地域活動、自分の生き方のことなど、様々な話が電話で

語られました。コロナ下以降、幅広い年齢層の方が電話をかけてこられています。そして、電話のかけ手の多くは女性です。女性が家庭で子ども、夫、親と、また職場や地域で懸命に生きている姿がみえました。一方男性の方が気軽に電話をかけてこられる窓口として、広報など取り組んでいきたいと思えます。

「チャイルドライン OSAKA」には、日常のちょっとしたことからいじめ、成績、親子関係、虐待等さまざまな電話がかかってくる。チャイルドラインの存在意義を感じるとともに、子どもは思ったことを身近な人に話し、受け止めてもらえない状況にあることがうかがえました。話を聴いてもらい、受けとめてもらえたと感じたときに、「自分は大切な存在だ」と気づく子どもの姿があります。子どもの声が聴かれる社会をつくっていかねばなりません。

「子ども家庭相談室」は、大阪府教育委員会「児童生徒のための被害者救済システム」（以下システム）に参画し、その機能の一つ「子どもの申立」に子どもと取り組みました。「子どもの申立」とは、子どもが自分の気持ちや考えを伝えたい人に伝える仕組みです。システムの説明を受けた子どもはシステムを使うかどうか、自分で考えます。申立書には、「あなたの願い（申立事項）となぜそう思か（理由）を書く」と説明すると、じっと考えてその場で書く子、持ち帰って書く子、相談室が代わりに書いて、それでOKと言う子がいます。それぞれにじっくり考えていきます。

多くの子どもは最初、よくわからずに親に連れられてきますが、相談室は何度も子どもと出会い、話をします。多くの時間と心と体を使います。こうしてシステムを使う中で、子どもが権利の主体者として、自信を回復していく姿に出会いました。当初、保護者は、「子どもと解決に向けて考える」子ども家庭相談室のあり方に懐疑的です。しかし、子どもが考え、意見を述べる姿をみて、次第に子どもは意見をもって、考えていること、子どもの意見を尊重することの大切さに気づいていかれます。

課題は、申立（意見表明）を教育委員会や学校現場と共有することの難しさです。子どもの権利の観点に立って取り組んでいくには、システムの体制、内容ともに多くの課題があり、子どもの申し立てを受けるおとなの責任が問われています。こども基本法をテコとした関係機関との議論を丁寧に進めていかねばなりません。

（3）子どもの保育と居場所づくり

保育所（大阪市小規模保育所はらっ舎 AIAI 9年、大阪市認可保育所はらっ舎8年）は、設立時より「先ずは共に～」からスタートしたいと考えてきました。子どもは、人に出会ってふれ合おうとします。支援、配慮を要するのはどの子どもも同じ。何かと分断される社会だからこそ、どの子どもにも仲間とつながる楽しさを感じてほしいと保育環境を考えてきました。今年度は、人的環境（個々の子どもと、いっしょに生活するおとなの連携）の大切さを改めて感じています。

保育所は、子どもが育つ権利と保護者が労働する権利を保障する場です。子どもがのびやかに育つスペースは、基準の最低3倍は必要だと考え、両園の前にあるグラウンドや公園で遊ぶ日々です。保護者が働く環境も様々で、ストレスが子どもに向けられ、保育士との対話で気持ちを放たれることもあります。今、目の前の子どもと、この保護者と、職員間で意見交換して…と、向き合いたい課題が次々出てきます。一方で、15時間のキャリアアップ研修を受講した職員数に応じて処遇改善の金額が変わる制度が続く現状もあります。しかし、子ども情報研究センターの人権保育の理念に支えられ、顧問の森山康浩さん谷畑恵子さんからの助言も得て、おとなも互いを尊重することから、人としての豊かさを感じ合える保育所でありたいと考えています。

今年度、乳幼児発達研究所設立時の理事であり、部落解放保育運動を先導されてこられた山中多美男さんから、同和保育3原則の考え方を聞きました。【①差別を見抜く力⇒被差別体験者の怒りや嘆きを共有、②差別を許さぬ力⇒能力主義、競争主義の克服、③自他の人権を大切にす力⇒職員集団・子ども集団の多様な力を活かし合う】ここに立ち戻り、職員が日々の保育を子どもとともに作りだせるように、保育計画を見直していきます。

子どもが育つ場として、家庭のほかに居場所をつくっていききたいと、大阪市地域子育て支援拠点事業「つどいの広場」を、港区・淀川区・西区で実施しています。あるべき子育て・家庭教育のあり方やそのスキルの政府からの一方的な広報に、威圧や矛盾を感じ、子育て支援って？と何度も話し合ってきました。広場では数人のおとなの目の前で、子どもが玩具や人に興味を持ってあそび、感情を表現します。「そうなん」「うんうん」と、あなたはあなたのままで大切な存在だとの気持ちでいっしょに過ごします。いろいろな子どもに出会える、子どもとつどいたい場をつくっていきます。

2007年より保育部ももぐみは、行政各種機関や子育て関連機関が実施する講座時の一時保育を担っています。子どもの人権を大切に保育したい、みんなと地域で子育てしたいと思うとき、その根っこにある思想を学ぼうと、人権保育教育連続講座に参加してきました。何かと不安な社会の中で、いっしょに子育てしていききたい、あなたの声が聴きたい、子育ての今の制度がどのように活用されているのかを知りたいと思います。それらにかかわり、子どもや保護者の生活と出会い、どんな状況が見えているのかを、事業部門連絡会で共有し、深めていきます。また、各種機関との連携から考える課題は、話し合っているところです。

(4) 大阪市港区における子どもにやさしいまちづくり

今年度は、「子どもの権利条約」で出会い・つながる事業とし、身近なところでの「子ども参加」を具体的につくっていきこう、「子どもにやさしいまち」を広めようとスタートしました。そのために、大阪市港区内で活動する公的機関や NPO 等とともに、子どもと出会い、子ども白書を作成しようと助成金を申請しましたが、選定されませんでした。

そこで、単発の企画として、8月4日「子どものけんり☆げんきまつり」を港区子ども・子育てプラザで、プラザを受託している一般財団法人大阪教育文化振興財団と共催しました。“いわせてボックス”のコーナーでは、やりたい遊びを書く子どもが多い中、担当者とやりとりを交わす中で何度も繰り返して来て、「自分のいやだったこと」を5回書いてくれた子どもが、最後に「いわせてボックスがたのしかった」と感想を発表してくれました。また、9月29日「第43回みなとわんぱくまつり」、11月3日「西区民まつり」、3月20日「こどもパラダイス」では、港区と西区との連携事業として、子どもの権利条約の普及啓発に努めました。

そして、今年「みなと Hon de mic」(みなとほんでみっく)がスタートしました。呼びかけは、大阪市港区図書館、港区まちづくりセンター、NPO 法人 FAIR ROAD、子ども情報研究センターの4団体です。「世代、国籍、立場を超えて、誰もが参加できる場をつくりたい。子どもの権利が保障され、子どもの願いが届くまちにしたい」と考え、人と人、人と情報につながる地域交流の場づくり「みなと Hon de mic」と名付けられました。今年度は、港区内の「つながる見本市」で立ち上げを表明し、子どもやおとなメンバーを募集し、1～3月に子どもとおとなの企画会議を行いました。全ての会議や打合せにおいて、「子どもの権利条約」「こども基本法」をあげて、企画提案し、共通理解を得ながら、具体的な事業を子どもとおとなのパートナーシップのもと考えていきました。子どももおとなも一人ひとりが、自分らしく参加し、楽しい、おもしろいと感じることができたように思います。

(5) 機関誌「はらっぱ」の編集・発行

2024年度は、409号(6月号)「災害と子どもの人権」、410号(9月号)「物を言い、つながることに希望を」、411号(12月号)「市民が平和をつくる」、412号(3月号)「インクルーシブ教育とは？ー障害児の教育権から考える」と4つのテーマで特集を組みました。

それに加えて、「保育の根っこ」「子どもの現場から」「政策を読む」「世界の子ども事情」「教育は、今」「日常のメディアを読み解く」「書評」「情報BOX」、そして、安富歩さん連載の「政治の原則は“子どもをまもる”」という多彩なコラムを設けています。

『はらっぱ』の編集の趣旨は、多岐にわたる法人の事業の基盤を議論し、土壌を耕すことに置いています。法人が取り組む子育て支援事業、保育所事業、相談事業、学習・研修事業等、いずれも目の

前の事業を滞りなく進行し、継続していくことに多大なエネルギーが必要です。また、その日常の取り組みからたくさんのがやがいを得ることもできます。けれども、同時に、具体的な活動から少し距離をとって、振り返ったり、活動の周囲の状況を知ることで、現状の取り組みの課題は何か、そもそも何のために活動しているのか、これからどんな方向に向かったらよいのかを考えることができ、そうした姿勢をもつことも大変重要です。その姿勢が、子ども情報研究センターが発足以来大事にしてきた実践的研究活動であり、その研究活動を活性化し、発信するのが『はらっぱ』の役割だと考えています。

『はらっぱ』への執筆を依頼することで、『はらっぱ』を知り、読者になってくださったり、『はらっぱ』を宣伝してくださるなど、法人の周囲とのつながりを広げ、深めることには一定の役割を果たすことができたと思います。その一方で、法人内部の活動の充実にどのようにつながったのかは見えにくいのが現状です。今後、「はらっぱを読む会」のもち方を工夫して、法人の活動と『はらっぱ』のつながりを深めていきたいと思っています。

(6) 研修その他の学習活動

今年度は、子どもの人権・権利に関する国内外の議論から積極的に学ぶとともに、積極的に発信していくという方向性のもと、明日から本当に役立つ「保育・教育を支える思想——子どもの人権・反差別・平和」を考える「第46回人権保育教育連続講座」、50年かけて育てた森の中「万博公園」自然文化園・日本庭園を訪れた「自然教室」、子ども情報研究センターの人権保育～何を大事にするのか～を考える「これからの人権保育を考える会」を開催しました。

会員発の学習会としては、「パレスチナとつながる写真展」、事務局主催の「小さな映画会」（『私はチョンソンサラムです』）、「山中多美男さんを囲んで～子情研の誕生を振り返る」、「自治体で子どもの権利をどう守っていくか～ウェールズやスコットランドの『子どもの権利（人権）アプローチ』に学ぶ（平野裕二さん講師）」を開催しました。

子どもの権利をめぐる厳しい状況、平和が脅かされている世界を目の前にして、子ども情報研究センターは、部落差別、障害者差別、民族差別からの解放をめざす市民運動が基盤にあることを確認し、「今、私たちは具体的に何ができるのか」を問い、対話した1年でした。また、「ウェールズやスコットランドのゆるぎない『子どもの権利（人権）アプローチ』」から、子どもの権利の概念が変化していることを知り、私たちは常に子どもの権利条約の精神を学び続ける必要があること。それをふまえ、大阪で、子どもの権利の実現に向けて取り組むことがいかに重要か学びました。

(7) 組織づくり

6月16日の総会審議を経て、子ども情報研究センターは2024年度より代表理事を3名とする共同代表制へと移行しました。

差別に抗い、平和を希求し、ともに生きる社会をつくるためには、ひとり一人が対等な関係でお互いを尊重し合いつつ、つながり、補い合い、対話をしていくこと、つまり「共同性」をつくっていくことこそが唯一の道であると考えます。その形のひとつとして共同代表制をとらえ、複数の視点で検討できることを強みに、小さなことと思っても胸に収めてしまわずに表現する、他者の意見をよく聞くなど互いに信頼し合う姿勢をもって対話を重ねてきました。

コロナ下でオンライン開催となっていた理事会が対面で開催できるようになり、より活発な意見交換ができるようになりました。

3. 2025年度の方向性

2024年度の方向性は、こども基本法施行を機に子どもの権利条約批准後30年を振り返り、子どもの人権・権利をめぐる長年懸案になってきた課題を各種事業実施の際の重要な観点として以下の4点を取り上げました。(1) 国連から再三求められているパリ原則(1993年)に基づく国内人権機関の設置を求める。(2) こども基本法の方向性と相反する次の通知等の撤回を求める—①日本では子どもの権利は既に保障されており、子どもの権利条約批准による新たな法整備等は必要ないとした文部事務次官通達(1994年5月20日)、②朝鮮学校を「高校無償化」の対象から除外する文部科学省省令(2013年2月)、③特別支援教育と通常教育との分離の明確化を求める文部科学省通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」(2022年4月)。

日本の中にある国際人権への理解不足、根深い差別を背景としており、一朝一夕には解決することではありませんが、「こども基本法」を市民のものとして活用していこうと考えるとき基盤とすべき課題として、2025年度の方向性にも引き継いでいきたいと思えます。

(1) 平和と人権を希求します

子ども情報研究センターのリーフレットの表紙に「自由・平等・基本的人権を希求する市民の拠り所として」と明記しています。戦後80年を迎え、各事業部門において、過去の歴史、現実を知り、考え、対話し、これからの〈平和と人権〉を希求します。

6月の定時会員総会記念企画では、平和について考えます。戦後80年ということで、社会ではさまざまな行動が企画されるでしょう。それらの情報を会員の方々に発信したいと思えます。それぞれの都合に合わせて参加しましょう。保育所やつどいの広場に限らず、子どもとの生活の中でも、平和について考えていきたいと思えます。

日本の平和を希求するとき、とりわけ朝鮮半島の平和との関係を抜きには考えられません。朝鮮学校を「高校無償化」の対象から除外する文部科学省の省令(2013年3月)は撤回されていません。2025年3月、国会で「高校無償化」の議論がなされていますが、朝鮮高級学校のみが制度から除外され続けている課題は議論の遡上にあがっていません。このことに対して国連の各委員会は、日本政府に対して、教育を受ける権利を侵害しているとして度々是正勧告を出しています。しかし、元下村博文文部科学相をはじめとして、自民党保守系議員から「日朝国交正常化と連動すべきであり、拉致問題も全く動いていない以上、無償化はあり得ない。生徒は日本の高校に通ってほしい」との発言があり、政府の外交政策のために子どもの教育権を剥奪するという事態が続いています。毎週火曜日に大阪府庁前で、朝鮮学校への補助金支給の再開、高校無償化制度の適用などを訴える「火曜日行動」が行われています。この行動に参加し、引き続き撤回を求めていきます。

また既に、友好団体である日韓平和連帯が企画するソウルツアー「光復節80周年8・15ソウル集会(仮)」(8月14・15・16日)参加募集の呼びかけが事務局に届いています。この機会を得て、日本の朝鮮半島に対する植民地支配が生み出した朝鮮人差別が戦後80年たっても今なお続いていること、その歴史、差別の現実を知る学習会を開催します。

日本を含む大国の植民地主義による侵略により、パレスチナや朝鮮半島の人々の自由・平等・基本的人権が奪われていること、このことを見過ごすことなく地道な取り組みを進めます。

*光復節…朝鮮が日本の植民地支配から解放された1945年8月15日を記念する祝日

(2) 子どもとのパートナーシップを実践します

子どもの権利条約が提起した権利行使の主体としての子どもとはどういうことでしょうか。子どものことを考えるとき、未熟だから守られ、導かれる存在だという保護の対象としての子ども観がとても強いのではないのでしょうか。もちろん、おとな社会には子どもを守り、必要なものを保障する責任があります。けれども、子どもとともに過ごしていると、子どもは弱者として一方的に守られている

のではなく、持てる力を使って周囲世界に働きかけ、喜び、悲しみ、怒り、精一杯生きている一人の主体だということを痛感します。

2002年の国連子ども特別総会に世界から集まった子どもたちによるメッセージ「私たちにふさわしい世界」は、「私たちは、子どもの権利のためのたたかひにおける対等なパートナーシップを誓います。私たちは、おとなが子どものために行う活動をサポートすることを誓い、私たちの活動へのおとなのコミットメントとサポートを求めます。」と述べていました。この子どもたちからの対等なパートナーシップの呼びかけに呼応したいと思います。

たとえば、子ども家庭相談室に来てくれる子どもたちと対話を繰り返していると、それまで何度も「おかしい」「わからない」「違うと思う」と身近なおとなに伝えているのに、「そんなことは言っていない」「ルールで決まっている」「それはできない」「他の子どもはそんなこと言っていない」などと門前払いで、「自分がおかしいのか」「自分が間違っているのか」と孤立感を深め、もう死にたいと絶望感を抱いている現実を知るのです。けれども、相談室と出会って、信頼し話を受け止められることで、意見を言ってもいいのだ、自分がおかしいわけではないのだとエンパワーして、学校や教育委員会に意見表明をしよう決めていく子どもの姿に出会います。1回目はうまく伝わらなくても、もう一回と再挑戦したり、自分の考えていた結果ではなくても納得し、次に進んでいく姿もあります。そんな姿に出会う度に、あきらめそうになっていたおとなが勇気をももらうこともあり、子ども相談もおとなからの一方通行の援助ではなく、一生懸命生きている主体同士のパートナーシップだと思うのです。

子ども家庭相談室がアドボカシーセンターを担う大阪府教育委員会「児童生徒のための救済システム」は民間が参加する子どもの権利救済システムだと言えます。しかし、その制度は、まず第一に「入札制度」だということ、少ない予算、行政と民間の協働の仕方、子どもの意見表明の受け止め方等、まだまだ議論の余地が多く、20年の取り組みを整理し、改革に向けての議論を進めていきます。

(3) インクルーシブ教育への抜本的な変革に取り組みます

子ども情報研究センターでは、多様な子どもたちが「ともに学び、ともに育つ」インクルーシブ教育について考え続けてきました。

「子どもの権利条約」が提起するすべての子どもは差別なく平等だという観点、0歳から権利行使の主体であるという子ども観、子どもは助けられたり、教えられたり、守られたりする存在であると同時に「今」を生きる主体であることを考えれば、すべての子どもがインクルーシブ教育を受ける権利を持つことは当然であると言えます。しかし、日本の特別支援学校制度はインクルーシブ教育に反しており、段階的に廃止していくようにとの国連障害者権利委員会の勧告（2022年9月）に対し、文科省は特別支援学校堅持を表明しており、教育現場において、障害児が地域の通常学校に入学したいと考えたときの壁の厚さは変わらず、むしろ、特別支援学校増設を望む声が醸成されている現状があります。

『はらっぱ』412号（2025年3月号）の特集テーマは「インクルーシブ教育とは？—障害児の教育権から考える」です。堀正嗣さん、橋口侑果さん、山本季枝さん、松森俊尚さんの論考です。なぜ、特別なニーズの名のもとに子どもを分けてはならないのか？、多様な子どもたちが共に育つ場を保障する中で、はじめてインクルーシブな文化が生まれてくるのではないのか？、分離は人権侵害である、などの問題提起が寄せられています。

同じく『はらっぱ』412号のコーナー「教育は、今」で濱元伸彦さんが、豊中市の小学校で障害のある子もない子もまさに「ともに学びともに育」っている様子を運動会でのエピソードを通し生き生きと伝えてくれています。また臨床心理士の東畑開人さんは通常学級での「特別扱い」が皆を豊かにするという「特別扱いの逆説」について印象深い一文を朝日新聞に書かれています（2025年3月20日）。こうした学校現場の姿にひと筋の希望を見出すことができます。

こども基本法が施行され、子どもの権利、差別の禁止がうたわれた状況において、インクルーシブ教育への抜本変革をどのように進めていくのか、共闘する個人・団体とともに議論を進めていきま

す。

(4) 子どもの権利を基盤とする地方自治体づくりに取り組みます

子どもの権利を基盤とする社会づくりにとって、子どもに身近な地方自治体づくりが重要な課題です。戦後、新たな民主主義の国づくりを期して、平和主義・人民主権・基本的人権を三大原則とする「日本国憲法」の施行と同時に、中央集権から地方自治をめざして「地方自治法」が施行されました（1947年5月3日）。しかし、地方自治の本旨—地方の自主性、自立性、市民参加—の実現には課題多く未だ遠い現状です。

こども基本法の施行により、子どもに関わる施策の策定・実施・検証において、子どもや子どもに関わる人たちの意見を反映させることが義務付けられました。これは、地方自治における市民参加、市民自治づくりへの大きなパワーにすることができます。

地方自治体の子どもの権利条例づくりや子ども計画の検証に積極的関わっていきます。

2025年3月31日

I 組織・運営

1. 公益社団法人としての体制

組織図

会員総会 (最高意思決定機関)				
理事会 (企画・運営に責任をもつ)			監事	
事務局 (総会、理事会の意思決定に基づく事業遂行)				
事業				
【公益事業】				
(1)子どもの権利及び保育・教育に関する研究				
(2)子どもの最善の利益を図る相談活動				
(3)子どもの保育と居場所づくり				
(4)前3号にかかわる研修その他学習活動				
(5)子どもの権利を基盤とする国際交流				
(6)前各号にかかわる図書の編集刊行				
(7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業				
【収益事業】				
(1)保育担い手養成、派遣事業				
(2)書籍の編集業務受託				
(3)子どもの権利条約教材作成				

2. 第12回定時会員総会

日時：2025年6月22日(日) 場所：HRCビル4階研修室

内容：2024年度活動報告、2024年度決算報告、2025年度事業計画と予算

3. 会員の拡大と広報の充実

(1) 会員の拡大

① 現正会員の継続をめざす

昨今の経済状況から、大幅な新規個人・団体正会員増は難しいが、現正会員が継続していただけるように、魅力ある企画、研修学習を企画し、実施する。『はらっぱ』に同封する「かわら版」やSNS (Facebook、X、メルマガ) により、会員向けの情報を発信する。

各事業部門では、養成講座を開講し、新規スタッフを増やす。

② 賛助会員増をめざす

研修や学習会の場を通じて、「賛助会員」入会を促進する。

(2) 情報発信の充実

これまで通り、月に1度のWEBマガジン「こじょうけんプレス」、フェイスブックとツイッターによる

4. 寄附金募集について

研究部会、チャイルドライン OSAKA、子ども家庭相談室、講座付き保育体験事業、研修その他学習活動、子どもの権利を基盤とする国際交流、『はらっぱ』編集の財源は、助成金、参加費、寄附金である。各事業の円滑な運営のために、財源確保は大きな課題であり、各事業ではその捻出に苦勞している。法人として、恒常的に寄附を募り、公益目的事業の遂行を図る。

II. 公益目的事業

1. 子どもの権利及び保育・教育に関する研究

研究部会名	子どものつぶやき・エピソード研究会
代表	仁宇由美（徳島市立北島田保育所）
研究課題と目的	子どもはおとなから保護され育てられるだけの存在ではなく、おとなと対等で平等な存在である。保育所生活の中でも、子どもの思いをしっかりと聴き、保育の主体、共同生活者として尊重する関係を築きたいと思います。毎日長時間いっしょに過ごしている子どもたちだが、果たして、本当に一人ひとりの子どもを理解しているのだろうかかと振り返る。それぞれの保育所現場で忙しさに流されがちな日常から少し離れて集まり、実践を交流し、話し合う時間をつくりたいと思う。保育所で出会った子ども、保育者同士が「人権を大切にす社会、差別のない社会をつくっていくなかま」になりたい。そういう保育を実践するために、保育者自身が変わっていくことをめざす。
研究計画	月1回、研究部会を開く。子どものつぶやきやエピソードを持ち寄り、そこから、子どもの思いなど子ども理解を深め、保育者の関りなどを振り返る意見セッションをする。
予算	20,000円

研究部会名	一人ひとりの未来に続く保育研究部会～みんなはじめはこどもだった～
代表	橋本純子（大分県人権・部落差別解消保育連絡会）
研究課題と目的	現在の子どもの取り巻く社会をみると、希望が生まれにくい社会になり、自他共に人権を大切にできにくくなっている。その払拭のためには、解放保育でめざしてきた0歳からの格差をなくすことや、すべての子どもに最善の利益をもたらす保育内容がより必要である。また、虐待やいじめの加害者となったおとなは、彼らが子ども期の人権を大切にされてこなかったことも明白である。そこで、乳幼児期教育から社会教育までの連携を深めそれぞれの現場の課題と向き合いながら、解放保育の視点を原点としたこれからの保育内容を、研究する。①保育につながる多様な場の人たちの連携をはかる。②解放保育の原点から学ぶため、解放保育4つの指標・6の原則を現在、そしてこれからの世代と共有できる文言にする。
研究計画	①乳幼児期から性教育の実施、内容の精選をする。 ②地域での乳幼児期から社会教育までの連携作りに参画する。 ③人権について保育現場職員と意見交換をし、学びを深める。 ④フィールドワークや対話会など支部の方たちとの交流をする。

予算	20,000 円
----	----------

研究部会名	子どもとともにつくる保育研究会
代表	谷畑恵子（公益社団法人子ども情報研究センター）
研究課題と目的	法人発足以来、「差別のない、人権が尊重される、平和な社会」をめざす保育の創造が大きな願いです。法人として2つの保育所を開設して、保育の創造は一層具体的な課題となっています。2園で「保育ミーティング」を始め、日常の保育の悩みや課題を出し合い学び合う。子どもの姿や保育実践を整理し検証し積み上げ、子どもとともに（保護者、地域とともに）どんな保育が求められているのか考えていきたい。
研究計画	はらっぱ舎 AIAI、はらっぱ舎、両園ともなかなか時間が取れなかった。研究部会として4月に両園で自主的な学習会を予定。現場の声を出しあいながら進めていきたい。
予算	20,000 円

研究部会名	障害児の生活と共育を考える研究部会
代表	山崎秀子（公益社団法人子ども情報研究センター）
研究課題と目的	①障害者権利条約が批准されたにもかかわらず、インクルーシブ保育・教育への制度の転換が行われていない。②インクルーシブ保育・教育が、現場においても根づいていない状況がある。そこで、インクルーシブな保育・教育をどう創りだすかを研究、討議する。
研究計画	2025 年度メインテーマ『インクルーシブ保育・教育』の現場から 5 月：共生を考える学習会 『みんないっしょに生きようよ-ひまわり教室の歩み五〇年』 秋：学習交流会 共生教育～小学校の現場から 冬：学習交流会 高校進学後の共生～高校の現場から
予算	20,000 円

研究部名	からだ育て研究会
代表	天野忠雄（公益社団法人子ども情報研究センター）
研究課題と目的	①従来、身体（からだ）のことは、保育所では「健康」領域、学校（小学校・中学校・高校）では、保険体育の領域として考えられてきた。しかし、近年、保育の方に「しなやかな心と体を育てる」、教育にも「体ほぐし」という言葉が登場してきている。からだ育てのことが、他領域・他教科とどうつながっていくのかを研究する。 ②子どもの遊びと環境、わらべ唄の大切さ、からだとことばの関係、絵本を素材とした表現活動（劇あそび）、遊具、運動会、組体操、部活のことなども研究課題としたい。
研究計画	毎回、最近の話題からとして、子どもに関する政治、経済、教育問題を新聞の社説、記事を資料として部会で話し合ってきた。 研究内容としては、コミュニケーションとしての身体－ワロン心理学とからだ育て、子どもの遊びと歌（わらべ唄）、からだ、ことば、リズム－オノマトペの世界、食育、栽培活動（米作りの実践なども含めて）について等、毎回のテーマとしてきた。米作りの実践現場への見学なども予定しているが、コロナ状態が続いており、実現しなかった。絵本の表現－劇遊び…なども含めて研究を深めていく。 また、「中学校部活の地域移行」問題なども現場の状況を聞き、研究課題としていく。
予算	20,000 円

研究部会名	「わかちあい」の共育 研究部会
代表	井上寿美（大阪大谷大学）
研究課題と目的	<p>①自立や自己責任が過剰に肯定される社会のなかで、個人の能力開発が進められ、個人が評価・序列化される状況や、個人が選択・決定・責任を過度に背負う状況が生じている。このような状況に抗うための基盤となる「わかちあい」の知を明らかにする。</p> <p>②私たちは、だれ一人として他者とのかかわりなく、「私」であることはできない。この当たり前の事実を見ずえれば、「わかちあい」が重要な概念となる。しかし、なにを、どのようにしてわかちあうのか、どのようになった時にわかちあったといえるのか。保育・教育や子育て、医療・看護や福祉、雇用・社会保障や地域づくりなどの領域を横断しながら、多様な人びとと〈共に育つ〉議論を展開する。</p>
研究計画	<p>いま、わたしたちがわかちあわなければならない知とは何であり、それをどのようにしてわかちあうのかということをもとに文献購読やフィールドワークをとおして探求する。今年度も引き続き夜間保育をテーマとする。第35回全国夜間保育園経験交流研修会・大阪大会への参加、および、全国夜間保育連盟加盟園のフィールドワーク等を予定している。</p> <p>夜間保育には、夜間保育ならではの保育者の子どもへのかかわりや保護者支援等がある。このような夜間保育の保育内容をつまびらかにすることを通して、保育における「専門性」をめぐる議論を深めたい。また夜間保育は、子どもの育つ権利と保護者の働く権利を同時に保障するという点において、同和保育との類似性が認められる。夜間保育と同和教育の共通点、あるいは相違点も視野に入れながら夜間保育を社会的な文脈からとらえ直したい。</p>
予算	20,000 円

研究部会名	〈協働・自治〉の文化をつくる市民研究部会
代表	渡邊充佳（こころ・からだ・くらし相談室ハルジオン）
研究課題と目的	<p>2021年度から2か年計画で活動してきた「大阪の子ども施策を考える市民研究部会」は、大阪の子ども施策を、子どもの生活の現場の実情に即して検証するという問題意識のもと活動してきた。その成果として、2023年3月7日、『これからの学校と社会を変えていこう おとなと子どもの市民宣言』をとりまとめ、公表した。</p> <p>わたしたちは、2年間の活動をとおして、子どもの権利を基盤とした学校づくり、子どもの権利を尊重する社会への変革に向けた歩みを進めるには、〈競争・管理〉の価値観によって深く傷つけられ損なわれている社会のつながりを、〈協働・自治〉の思想にもとづいて再生していくことが喫緊の課題であると認識した。その成果をふまえて、2023年度より「〈協働・自治〉の文化をつくる市民研究部会」と改組し、新たな研究活動に取り組むこととした。</p> <p>本研究部会は、保育・教育、福祉、まちづくりなどの諸領域においてかねてより取り組まれてきた〈協働・自治〉の営みにあらためて光を当てて、批判的かつ創造的な継承を試み、いまを生きる子どもたち、そして未来の子どもたちに継承していきたい〈協働・自治〉の文化創造への道筋を考究するとともに、〈協働・自治〉の思想を共有する市民のネットワークの形成に寄与することを目的とする。</p>
研究計画	<p>【2024年度の総括】</p> <p>2024年度は、自主企画としては、村上芽さん（日本総合研究所）を講師にお招きし、「企業活動と子どもの人権」というテーマで公開研究会を実施した。子どもの権利の観点から企業活動の評価・モニタリングを行う試みについてご報告いただき、生活者でありかつ消費者でもある市民のライフスタイルを問いなおす機会とした。</p> <p>また、本研究部会の目的として掲げる「保育・教育、福祉、まちづくりなどの諸領域においてかねてより取り組まれてきた〈協働・自治〉の営みにあらためて光を当て</p>

	<p>て、批判的かつ創造的な継承を試み、いまを生きる子どもたち、そして未来の子どもたちに継承していきたい〈協働・自治〉の文化創造への道筋を考究する」活動として、堀井二実さんを講師にお招きし、「同和保育運動の歴史」について学ぶ学習会（センター会員限定）を開催した。同和保育運動の成立と展開、そして残された課題をふりかえることを通じて、「こども基本法」に掲げられた理念とは裏腹に、実態としては保育・教育・福祉の諸政策における成果主義・市場化の論理が貫徹されていく時代状況において、資本の論理に回収されない、市民の立場から「こども基本法」を公共的にいかに活用しうるかが差し迫った実践的課題であることを確認した。</p> <p>その他、『おとなと子どもの市民宣言』に関して、豊能地区教組の学習会に研究部会メンバーが招聘され講演を行ったり、さらにそこから派生して、箕面市教職員組合が主催する市民フォーラム「教育 de Festa みのお」で、不登校をどうとらえ返すかという観点から研究部会メンバーが問題提起を行うなどの活動も行った。</p> <p>【2025年度の研究計画】</p> <p>2024年度の活動をふりかえり、「〈協働・自治〉の文化をつくる」という市民生活の実践に即した研究活動を進めていくプラットフォームとしての在り方に即して、二つの活動の柱を立てて、プロジェクト研究に取り組む。</p> <p>一つ目の柱は、部落解放教育の歴史・運動・実践の継承に関わる学習活動である。解放教育読本『にんげん』の作成とその活用による教育実践、大阪市の教職員組合活動における解放教育への取り組みなど、歴史の当事者として関わってきた方々を講師にお招きし、その成果と課題についてお話をうかがい、歴史の証言として記録化していくプロジェクトを始動する。</p> <p>二つ目の柱は、「こども基本法」に基づいて全国の自治体で策定が進められている「こども計画」の内実に関して、子どもの権利の観点からの調査研究・検証を行うことである。当センターが拠点を置く大阪市の「こども計画」を念頭に置きつつ、他自治体の「こども計画」との比較検討を通して、「こども基本法」の理念が活かされる自治体こども施策のあり方について、市民の立場からの問題提起・提言を行うためのプロジェクトを始動する。</p> <p>これら二つのプロジェクト研究と並行して、当センターも構成団体となっているE-com（大阪市教育活動ネットワーク）による調査研究・政策提言活動にも参画していく。</p>
予算	20,000円

研究部会名	子どもの権利条例研究部会。
代表	吉永省三（子どもの権利条約総合研究所）
研究課題と目的	<p>研究課題としての「子どもの権利条例」</p> <p>▼本部会でいう「子どもの権利条例」は、地方自治体が子どもの権利条約(1989年国連採択、1994年日本批准・発効。政府訳「児童の権利に関する条約」)に則り、子どもの権利を基盤として、子ども施策を推進する、その枠組みとなる条例である。</p> <p>▼「子どもの権利条約に則り」とは、条約の一般原則(2条、3条、6条、12条)を条例において明確に位置付けることである。とりわけ「子どもの意見表明と参加を通して(12条)子どもの最善の利益を実現していく(3条)」との原則——この子どもの権利条約の原則はこども基本法の原則でもある——を条例によって明確に確立すること、そして「子どもにやさしいまち(Child Friendly Cities)」(国連児童基金)および「子どもにやさしいまちは全ての人にやさしいまち」(2022国連子ども特別総会/子どもフォーラム)の理念を地方自治において実現していこうとすることである。</p>

	<p>▼したがって、子どもの権利条例は、子どもの権利を基盤とする「まちづくり=地方自治=民主主義」の具現を志向するものであり、自治体の制度や仕組みを子どもの最善の利益に向けて、子どもをはじめ市民の参加とパートナーシップで、より良く変革していくとする、社会モデルアプローチをとる地方自治体条例である。</p> <p>▼この点において、子どもの権利条例は、従前の「青少年健全育成条例」や「家庭教育支援条例」等とは異なる。それらの条例では、子どもと子どもにかかわる個人や家族の自覚や責任が殊更に強調され、問題をもたらす社会の仕組みや公的制度等を問い直してより良く変革していく志向は希薄であった。そのような個人モデルや規範主義を乗り越える、子どもの権利基盤の質と方向を持つのが、子どもの権利条例である。</p> <p>▼このような子どもの権利条例は、1998年制定の川西市子どもの人権オンブズパーソン条例、2000年制定の川崎市子どもの権利に関する条例に始まる。前者は救済制度に特化した条例であり、後者は子どもの権利の理念とともに子どもの権利保障の基本的な枠組みを定める総合条例である。これらが先行モデルとなり四半世紀を経て現在、全国の概ね80近くの自治体で子どもの権利条例が制定されてきた。</p> <p>▼他方、国では条約批准後15年の空白を経て2009年、子ども・若者育成支援推進法が制定され、その後ことに2016年児童福祉法改正では、子どもの権利条約の第12条および第3条が総則に位置づけられ、条約に基づく子どもの権利の保障がうたわれた。子どもを単に保護の対象にとどめることなく、子どもを権利の主体として、子どもの福祉の権利を保障する原則が位置づけられた。この改正は、「保護の児童観」から脱して「権利主体の子ども観」へと向かう、その転換点として捉えられる。</p> <p>▼こうした経過を経て2022年、こども基本法およびこども家庭庁設置法が制定され、「こども基本法制」が2023年4月から施行されている。国連子どもの権利委員会は、これまでに繰り返し日本に対して、国内法を条約の原則・規定と完全に調和させること、そのために必要な包括的な法律を制定することを勧告してきた。これを受けて、ようやくして成立したのが、こども基本法である。</p> <p>▼こども基本法は、子どもの権利条約の一般原則を基本理念(第3条)に位置付け、これに基づく「こども施策」を国と自治体に課している。それゆえ、こども基本法を積極的に活かしていくことができるならば、子どもの権利条約に基づく「子どもにやさしいまち」の実現へ向かい得るとの期待を見出すことができる。そのためにこそ、改めて「子どもの権利条例」をより良く形成し発展させていくことが求められる。</p> <p>▼以上から、「子どもの権利条例」は、こども基本法の成立によって第2のフェーズに入ったといえる。ことに子どもの権利条例によって設置される子どもオンブズパーソンなど、自治体の子どもの権利救済機関は、子どもの意見表明・参加を通して子どもの最善の利益を実現するという原則がこども基本法に明確に位置付けられたことから、従前の個別救済にとどまらず、子どもの権利のモニタリングや制度改善にかかわる機能と役割が、より積極的に求められる制度になってきたといえる。</p> <p>研究目的としての「子どもの権利条例2.0」および「子どもの権利救済制度2.0」 以上の考察と認識に基づくならば、子どもの権利条例の新たなモデルとして求められる「子どもの権利条例2.0」、そしてこれに基づく「子どもの権利救済制度2.0」について、その制度概念および制度設計の在りようを、可能な限り明らかにしていくところに、本部会の研究目的が捉えられる。</p>
<p>研究計画</p>	<p>2024年度においては、本部会の研究計画として次の諸点を設定していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本部会研究活動の過去3か年の総括 ②子どもの権利条例を制定・実施する自治体の事例研究 ③こども基本法に則る「こども施策」の実施状況に関する調査研究 ④子ども支援学研究会(一般公開)の開催 <p>本研究部会の組織的な取り組みとして、これらのうち④については、「子ども条例の意義と創り方～子どもの権利条約/こども基本法を活かす地方自治と学校を求めて」とのテーマ設定により、2回にわたって実施した。</p>

	<p>それら「子ども支援学研究会」の実施内容は、関西圏のいくつかの自治体から子どもの権利条例や救済制度の制度設計等に関して、当センターに相談や問い合わせが相次いで寄せられてきた現状を反映している。</p> <p>したがって、2回にわたる研究会は、上記①を踏まえるとともに、②および③の内容をも相当に含むものであったといえる。ただし、それら①②③を本部会の組織的な取り組みとして、特に継続的に実施する部会研究活動において研究協議を重ね、それに基づいて分担執筆して成果文書にまとめるまでには至っていない。</p> <p>こうした前年度の経過を踏まえ、2025年度においては、上述の研究課題と目的に向けて、改めて上記①～④を再編し、数年にわたる研究計画として実施したい。</p>
予算	20,000円

2. 子どもの最善の利益を図る相談活動

事業名	ファミリー子育て何でもダイヤル
事業概要	子どもや家庭のこと、自分のこと、などでどんなことでも話せる電話相談の実施。毎週水曜日 10時30分～20時。0120-928-238。全国どこからでも無料で電話を受ける。
事業目的	今を生きる子どもやおとなとともに、電話で支えあう関係を作る。
事業目標	①毎週水曜日の電話開設。②社会に対応できる広報。
事業計画	①ミーティングの実施(月1) ②年次報告書作成 ③養成講座企画・開催 ④現任研修実施(年2回) ⑤広報先の開拓、広報手段の検討、新しいツール(チラシ)作りを検討
予算	878,000円/連合大阪委託費

事業名	チャイルドライン OSAKA
事業概要	毎週金曜日 16時～21時に18歳までの子どもの専用電話を開設し、全国统一フリーダイヤル(0120-99-7777)で子どもたちの声を聴く。 第3金曜日 16時～21時に*「オンラインチャット」を開設し、子どもたちの声を文字で聴く。
事業目的	①子どもたちが安心して話せるチャイルドラインを開設し「子どもの意見表明」の場を確保する。②子どもが意見表明することの大切さを社会発信する。
事業目標	①通常実施以外も開設し、子どもたちの声を聴く機会を増やす。②フリーダイヤル・オンラインチャット以外のツールを増やし、子どもの声を受けとめる体制を整える。 ③現任研修で学び、子どもの声を聴く力を高める。
事業計画	①チャイルドラインボランティア養成講座開講。②オンラインチャット受け手養成研修実施。③大阪市内の子どもたちへカード配布。④スタッフ現任研修、支え手研修の実施。⑤年次報告書作成。⑥毎月1回、日曜日にチャイルドライン開設。⑦*「ネットでんわ」参加。
予算	459,000円

*「ネットでんわ」

Skype、LINEなどのようにインターネット回線でつながる電話。子どもはスマートフォンにチャイルドライン支援センターホームページ内のアプリをダウンロードし、話すことができます。

*「オンラインチャット」

インターネット回線を使い、リアルタイムに文字により対話します。子どもはパソコンやスマートフォンを使いチャイルドライン支援センターホームページ内の子ども専用ページから利用します。

事業名	子ども家庭相談室
事業概要	子どもの人権侵害相談の実施。毎週月・火・木曜日 10 時～20 時 面接は木曜日のみ 子ども専用 0120-928-704 おとな専用 06-4394-8754
事業目的	「子どもの意見表明」「参加の権利」を保障し、子どもの最善の利益を追求する。
事業目標	①直接子どもに出会う機会を増やす。②子どもの権利について啓発する。
事業計画	①相談員養成講座の開講：8 月 9 月 10 月頃。②現任研修の実施：5 月 6 月 7 月。（一部公開で実施）③広報（カード配布・スタンプラリーのチラシの作成、実施・タブレットにアプリを入れる）④子どもの権利条約の啓発。（学校・地域でのイベント参加）⑤年次報告会の実施。
予算	3,050,960 円／大阪府委託費他

3. 子どもの保育と居場所づくり

事業名	はらっぱ舎 AIAI
事業概要	大阪市小規模保育所「はらっぱ舎 AIAI」を運営。7 時半～18 時半開所。定員 16 人。
事業名	はらっぱ舎
事業概要	大阪市認可保育所「はらっぱ舎」を運営。7 時～19 時開所。定員 60 人。
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・どの子にも保障されるべき「豊かに育つ権利」が奪われている現実から出発し、人権保育の内容をつくり出していく。 ・子どものいのち・育ちをどう保障していくか、社会環境を問う。
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスや成果にとらわれず、子どもの姿から保育を実践し、人とふれあうあたたかさや仲間とつながる楽しさをあそび・生活の中で積み上げていく。 ・多様な子どもおとなが育ちあう。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもとおとな、様々なかかわり合いや対話する中で、人への信頼を深める。 <p>生活状況が見えにくく気になる家庭、児童発達支援に通う子どもが増え、多文化ルーツなど多様な子どもたちや保護者との信頼関係を深め、ともに悩み気づき次へとつながる日々。ともに過ごし生活していく事を大切にしたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①子どもたちといっしょに「平和」を考えたい。「平和」をどう子どもに伝える？ と、平和のつどいや、親子えほん会（年 3 回）を通して話し合う。 ②子どもが自然を身近に感じられるように、自然に触れるあそびや、菜園活動に取り組む。 ③楽しみながら、「からだ育て」のあそびを子どもとともに広げていく。 ④子どもが街や人々に目を向けられるように意識し、人と交流する。

事業名	つどいの広場「育児&育自“この指と〜まれ!”」(淀川区)
事業概要	大阪市つどいの広場運営業務委託 開設曜日：月・火・水・木・金 開設時間：11時～16時 場所：みつや交流亭(みつや商店街内)
事業目的	乳幼児とともに生きるおとなが、一人の人として主体的に場づくりに参加し、人と出会い、つながる。
事業目標	誰もが気軽に立ち寄りホッとできる居場所を作り、地域の方々・子育て支援機関と連携しながら、子育てしやすい街・住んで楽しい街づくりを目指す。
事業計画	①子育て世代(マタニティ含む)に迅速に正確な情報を届けるように、SNSを活用して広報を充実する。②利用者のニーズを把握し、積極的に取り入れて企画運営を行う。③誰もが居心地の良く心身ともにくつろげるホットステーションとして、いろいろな人と接することで違いを認め尊重できる環境作りをする。④スタッフも常に学ぶ姿勢を持ち、常にスキルアップを心がける。
予算	5,521,000円/大阪市委託費

事業名	つどいの広場「はっぴいポケットみ・な・と」(港区)
事業概要	大阪市つどいの広場運営業務委託 開設曜日：月・火・水・木・金 開設時間：9時半～14時半 場所：尻無川自治会館
事業目的	乳幼児とともに生きるおとなが、一人の人として主体的に場づくりに参加し、人と出会い、つながる。
事業目標	地域に開かれた、居心地の良い居場所として継続的な運営を可能とする体制の確立と、より多くの親子に広場を知ってもらい、地域の子育て支援関係機関と連携しながら、孤立した子育てを減らすことを目指す。
事業計画	①地域に住む乳幼児期の親子への情報発信と子育て支援施設との連携、参加だけでなく『共に作り上げる』機会を設ける。②父親や祖父母の来所ニーズに対応し、情報提供を行う。③広場スタッフの資質向上、ミーティング時の共通認識確認や研修を行う。④ブックスタート事業の周知を強化し、積極的な参加を呼びかける。
予算	6,351,000円/大阪市委託費

事業名	つどいの広場「きらぼかひろば」(西区)
事業概要	大阪市つどいの広場運営業務委託 開催曜日：月・火・水・木・金 開設時間：10時～15時(金曜日のみ 12時～17時) 場所：西区民センター1F
事業目的	子どもとともに生きるおとなが、一人の人として主体的な場づくりに参加し、人と出会い、つながる。
事業目標	身近な地域の中での多様な子育てを受け入れながら、子どもとおとながともに育ちあい、子育て中の親子が気軽に集い過ごし、聴きあえる場、気持ちを楽に出来る場をつくる。
事業計画	①子どももおとなも互いに尊重され、それぞれの居場所に。②参加者とスタッフが互いに尊重され、想いを聴き合えるようなフラットな関係となるように工夫する。③参加者、スタッフが主体的に関わる広場をつくる。④SNSを活用し、つながりを大切にしていける。⑤子どもが主体的に遊べる環境作りをする。
予算	5,427,000円/大阪市委託費

事業名	講座付き保育体験事業（保育部ももぐみ）
事業概要	独自プログラム講座付き保育（みあいっこ保育）の実施と啓発。
事業目的	子どもがいろいろな子どもとおとなと出会う。
事業目標	子どもは保育として、保護者は講座としてそれぞれ「みあいっこ保育」を体験する。
事業計画	講座付き保育と呼びかけて大切にしてきたことは、理念であると確認。『子どもの権利は生活そのもの』について、意見交換を引き続き続ける。また、国の提唱する“こども誰でも通園制度”に関わる議論をミーティングで重ね、子どもの最善の利益を図る保育を問い続ける。
予算	100,000 円

4. 研修その他学習活動

事業名	総会記念企画
事業概要	戦後 80 年を迎え、会員のみなさんと平和と人権を希求するために、過去の歴史、現実を知り、考え、対話し、これからの〈平和と人権〉を希求する。 2024 年度『はらっぱ』岡真理さんの「ガザの子どもたち」の連載とパレスチナにつながる写真展で提起された「不正義に対して怒る力を育てる」を受けて、平和について考える。

事業名	人権保育教育連続講座
事業概要	就学前の保育・教育関係者を対象に、人権保育教育の理論と実践を学ぶ講座を開催する。
事業目的	人権保育教育の創造
事業計画	期間：未定 内容：全 7 回 ①子どもと法制度 ②子どもと人権 ③子ども・保護者とともに ④子どもとメディア ⑤子どもと食 ⑥子どもと障害 ⑦子どもと自然 等 ※全て対面にて開催。
予算	420,000 円

事業名	子ども支援学研究会
事業概要	NPO 法人子どもの権利条約総合研究所との共催。子ども支援のために何が必要か、何ができるのか、そのアプローチを明らかにすることを目的にした研究会を開催。
事業目的	
事業計画	年に 2 回開催する。
予算	112,000 円

事業名	大阪発保育・子育てを考える集い
事業概要	自治労大阪府本部との共催。大阪において、子育て・保育・教育にかかわる人たちとともに、子どもの人権の観点に立った保育教育の創造に向けて考える集いを開催
事業目的	
事業計画	11 月に開催予定

事業名	自然散歩 * 「自然教室」より名称変更
事業概要	子どもとおとなが共に地域の自然に触れ、自然観を豊かにする保育・教育を創造する

事業目的	ことを目的に、自然散歩を開催する。
事業目標	①幼児も無理なく参加できる自然散歩を開催する。 ②地域の自然に触れ、子どもの気づきや感性に学びながら、参加者の自然認識を豊かにする。 ③自然散歩で得た体験や知識を日々の子育てや生活に生かす。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然に出会える場を活用する。 ・内容には「自然の見方、触れあい方」などを取り入れる。 ・幼児が参加できるプログラムで開催する。 ・府内と近隣府県にも場を探す。
予算	5,000 円

事業名	共同子育て連絡会
事業概要	子育ては私事ではなく、社会共同の営みである。共同子育ての理念から学び、「子どもが出会うおとな」が語り合う場をつくる。
事業目的	共同子育ての輪を広げよう～創造力をはたらかせ
事業目標	「子どもが出会うおとな（保育にかかわる人・つどいの広場にかかわる人・家庭保育を担う人など）」が、違っていいのだと語り合い、地域での取り組みを支え合う。
事業計画	①「学習会～共同子育ての視点を学びあう」実施（年間 4 回）、②共同子育て連絡会通信の発行（年間 4 回）、③地域活動への訪問「おじゃまんぼう」の実施
予算	0 円

事業名	家族再統合支援事業
事業概要	大阪府と大阪市の共同実行委員会形式による家族再統合支援事業
事業目的	「MYTREE ペアレンツ・プログラム」を活用し、児童虐待からの家族回復支援を行い、子どもの権利の実現をはかる。
事業計画	フォローアップ事業を行う。
予算	465,500 円／大阪府市委託費

事業名	哲学カフェ
事業概要	社会情勢が著しく変化する中で、子ども情報研究センターで活動する一市民として、
事業目的	投げ所となる思想を持つために、テーマを検討し、対話する。
事業計画	月に 1 度、開催。
予算	0 円

事業名	他団体との連携
事業概要	子ども情報研究センターが実践し研究してきた内容を地方自治体レベルに反映させて
事業目的	いくために、「大阪市教育活動ネットワーク（E-com おおさか）」、「大阪人権保育研究協議会」、「大阪府教職員組合」「国際女性年大阪連絡会」と連携する。

5. 子どもの権利を基盤とする国際交流

事業名	子どもの権利を基盤とする国際交流
事業概要	国際的な交流や海外視察、学習等をする。
事業計画	子どもの人権・権利に関する国際的な議論から、子どもの権利条約の精神について学ぶ。
予算	43,200 円

6. 図書の編集刊行

事業名	『はらっぱ』編集
事業概要 事業目的	「子どもの人権・反差別・平和」の議論の広がり、深まりをめざして率直に交流できる研究情報誌を季刊で編集する。A5 判 64 ページ。年 4 号発行（6.9.12.3 月）
事業目標	①各種事業実施の土壌を耕す議論を提案する。②書き手とのつながりの継続を工夫する。③SNS とのタイアップの仕方を工夫する。④厳しい法人財政の現状から、「はらっぱ」のあり方を再検討する。
事業計画	年 4 号の編集
予算	2,003,720 円

7. その他

事業名	“子どもにやさしいまちづくり”事業
事業概要	2023 年 4 月にスタートした「こども基本法制」には、子どもの権利条約の一般原則、差別の禁止、生存・発達の権利、意見表明権とその尊重が位置づけられ、すべての子どもの権利が保障される社会の実現と、その実現は子どもにとって身近な地方自治体における取り組みが重要であることが提起された。このことを受けて、「子どもにやさしいまち」を地元港区で生きる子どもやおとなとともに考える。
事業目的	「こども基本法制」を踏まえ、港区が子どもの権利を基盤とした「子どもにやさしいまち」となることをめざす。
事業計画	①「みなとわんぱくまつり」「こどもパラダイス」への参加。 ②大阪市港区図書館、港区まちづくりセンター、NPO 法人 FAIR ROAD、子ども情報研究センターの 4 団体で立ち上げた「みなと Hon de mic」（みなとほんでみっく）への参画。
予算	300,000 円

Ⅲ. 収益事業

1. 保育者（保育担い手）派遣

事業名	保育者（保育担い手）派遣
事業概要	行政各種機関、子育て支援団体等から、イベント・講座時の一時保育の依頼を受けて、保育担い手を派遣する。
事業目的	子ども・保護者・依頼者・保育担い手が、ともに声をききあい、場をつくりあう。
事業目標	依頼者に保育部ももぐみの「子どもの人権を大切にする保育（子どもが主体となる保育）」を伝える。保育担い手間の事前打ち合わせとふりかえりを丁寧におこない、社会の中にある、保育観・子ども観を問い続ける。
事業計画	公益目的事業として、保育担い手を派遣する。 上半期にリーフレットをつくり、保育で出会う保護者・担当者、社会との対話のツールとする。
予算	1,000,000 円

2. 保育担い手育成

事業名	保育担い手育成
事業概要	保育を担う「保育担い手」の養成や研修を実施する。
事業目的	「子どもの人権」を大切にする保育の理念を深める。
事業目標	「子どもの権利条約乳幼児編～困ったら赤ちゃんに聴こう」改訂版を作成する。
事業計画	公益目的事業として、保育担い手を育成する。 保育担い手育成講座の中で、理念の共有を図れるように、メンバーが講師となり育成講座を実施する。 担い手派遣等で対話のツールとするリーフレットを作成後に、つどいの広場の利用者など、身近な人と講座をつくることに取り組む。
予算	25,000 円

以上